

豊岡体育協会指定管理室規約

(名 称)

第1条 本室は、豊岡体育協会指定管理室と称する。

(目 的)

第2条 本室は、豊岡地区内の市立市民体育館、市立総合体育館、豊岡総合スポーツセンターの施設管理を目的とする。

(組 織)

第3条 本室は、豊岡体育協会及び本室の目的に賛同したのものをもって組織する。

(事 業)

第4条 本室は、指定管理室の自主事業及び豊岡地区内各体育団体の事業推進につとめる。

(役 員)

第5条 本室に、次の役員を置く。

室長	1名
理事長	1名
事務長	1名
運営委員会委員長	1名
施設所長	1名
運営委員	13名以内
監事	1名

(役員を選出)

第6条 本会の役員は、次のとおり選出する。

- 2 室長は、豊岡体育協会三役会において推挙し、指定管理委員会で承認を得る。
- 3 理事長は、豊岡体育協会三役会において推挙し、指定管理委員会で承認を得る。
- 4 事務長は、豊岡体育協会理事より室長が委嘱し、指定管理委員会で承認を得る。
- 5 運営委員会委員長は、運営委員の中で互選し、指定管理委員会で承認を得る。
- 6 施設長は、豊岡体育協会三役会において推挙し、指定管理委員会で承認を得る。
- 7 運営委員は、理事長が施設利用協会より選出し、指定管理委員会で承認を得る。
- 8 監事は、豊岡体育協会監事より互選し、指定管理委員会で承認を得る。

(役員の任務)

第7条 本室の役員の任務は、次のとおりとする。

- 2 室長は、本室を代表し、会務を統括する。
- 3 理事長は、室長を補佐し、指定管理委員会の決議に基づき会務を処理し、業務の運営にあたる。
- 4 事務長は、会計処理、労務管理、その他に係ること。
- 5 運営委員会委員長は、本室の目標達成のための事業等について企画立案し協力支援を行う。
- 6 施設長は、全施設の管理・運営にあたる。
- 7 運営委員は、本室に意見を述べ、協力支援を行う。
- 8 監事は、本室の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 本室の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期満了後でも後任者が決定するまでは、なおその職務を行う。

(会 議)

第9条 指定管理委員会は、室長、理事長、事務長、運営委員会委員長、施設長で構成し、必要に応じて室長が招集する。

- 2 指定管理委員会は、室長が招集し、本室の予算及び決算、その他重要事項を審議し本室の目的達成のために企画立案する。
- 3 指定管理委員会は、本室の最高議決機関とし、委員会の成立は構成役員の上の出席とし、議決は出席者の過半数による。

第10条 豊岡体協三役会は、豊岡体育協会の会長、副会長、理事長で構成し会長が招集する。

第11条 運営委員会は室長が招集し、委員長が運営にあたる。

- 2 運営委員会は本室に意見を述べ、協力支援を行う。

(事 務 所)

第12条 本室の事務所を市立総合体育館に置き、事務、会計の処理及び連絡にあたる。

第13条 本室の経費は豊岡市よりの指定管理料、利用者の利用料収入及びその他の収入をもってあてる。

第14条 本室の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年の3月31日に終わる。

附則 本会の規約は、平成29年4月1日より効力を発する。